

民衆文化の伝播と変容

——『説経さい文小栗判官・照手の姫』をめぐって——

秋 谷 治

はじめに

一九九六年二月二八日、新潟県佐渡郡新穂村瓜生屋で、約二百八十年続いた説経節の唯一人遺っていた語り手霍間幸雄氏^{まさお}が鬼籍に入られ（享年八七歳）、古い説経節（本論で仮に古説経と呼称する）の最後の語り手を失った。江戸初期から霍間氏迄の伝承と、その前史として画史料や古写本等から推して少なくとも室町時代末期から数百年に及ぶ古説経の歴史と併せておよそ四、五百年に及ぶ古説経の歴史が中断されたのである。しかし霍間氏晩年（七五歳）に筆者が録音させて頂いた『信太妻』第三段全詞章の語りが納められたコンパクト・ディスク版が法政大学「多摩の歴史・文化・自然環境研究」会編

『日本文化の伏流——民衆芸能 説経節集』（法政大学多摩地域社会研究センター 一九九八年十月二五日）刊行されて、最新の技術により古説経の面影を偲び迎えることができる機会に遭遇できることになったことをまず報告させて頂く。この法政大学の企画は多摩地区に遺る、江戸後期再興の説経祭文（後に「説経浄瑠璃」ともその正本に刻まれている）系の説経節の保存伝承普及を目的としたもので、大学と地域との共生をめざされる多摩地域社会研究センター及び多摩の歴史・文化・自然環境研究会による後世に残る意義深い事業である。コンパクト・ディスク全八枚を一望してみると寛政年間（一七八九—一八〇一）頃再興したという説経節が二百年の時を経て如何に各地に拡まったか理解でき、今尚民衆文化の一つ

として語り伝えられている意義を再確認できるであろう。しかしながら、民衆文化の常として研究調査は遅れがちで、なかなか全貌が見えてこないのが実情である。越後の簀女唄の『小栗判官』については、大滝雅楽絵氏が説経祭文の薩摩若太夫正本が手本になったのではないかと指摘され⁽²⁾、倉田隆延氏も比較検討されている⁽³⁾。五来重氏も『日本庶民生活史料集成』第十七巻(一九七二年、三一書房)の説経節の解題において、簀女唄と江戸後期に復興した説経祭文との関係を推測され、筆者も越後の簀女唄の諸派及びその代表的な語りの詞章と比較検討し密接な関わりを考察した⁽⁴⁾。尚、小山一成氏『貝祭文・説経祭文』(一九九七年、文化書房博文社)も交流を推測されている。越後の簀女は新潟県を中心に近隣の日本海沿岸諸県はもとより群馬・埼玉・東京に迄足跡を伸ばしたことが知られており、放送文化のない時代に「はやりぶしは、おらもっていがねば誰ももっていがね。そっておらがはやらがしたものだ⁽⁵⁾」と新発田簀女の内田シン氏が述べていたように、大きな期待をもって庶民に迎えられており、現代人の想像を越える影響力を持っていたと考えられる。その簀女唄に説経節が影響していたと推測

されるのであるから、他の歌謡及び伝説にも目を向け、説経節の足跡を辿ってみなければならぬのは当然の作業であろう。それ故、文献に縁のない庶民の中に、しかも語り物という音の世界の足跡を辿ることは極めて困難なことではあるが、遺されている乏しい文献資料の内から管見に入った説経節の遺産を検討してみたい。本稿は、民衆文化に与えた説経祭文系説経節『小栗判官・照手の姫』の影響を辿り、些さかなりともかつての説経節の伝播と変容状況を推測しようとするものである。

1

本田安次氏『語り物』に「奥羽の語り物」としてその「(四) 祭文」に、二本の「古浄瑠璃『小栗の判官』を語りなほしたかと思はれるもの」を収録されている。その一本、氏が『車引照手姫道行』と称するもの(筆者は原本未見のため、一切は『語り物』による)は、半紙十葉の写本で「文久三年四月千葉半助寫之」とある秋田県仙北郡田沢村生保内の藤原家に伝わるものである。「五日施主車引」と「大津利¹⁷」との段名があり、小栗判官の物語の後半部に該当する詞章が記されている。便宜上「千葉

本」と称して論じる。この一本は結論を先に記せば薩摩若太夫正本『説経さい文小栗判官・照手の姫』全三十三段の詞章の内、第二十六段「車引段（くるまびきのだん）」及び第二十七段「大津別段（おほつわかれのだん）」に該当する。両者の関係は詞章が完全に逐字的に一致するのではないものの、ほぼ一致、もしくは容易に対応箇所を指摘しうる関係である。段の名称はそれぞれ異なっているが、その区分も照応している。したがって本田氏は、二本紹介される内他の一本「玉章送り」（後に検討する）が「俗耳に入り易い様、大分やさしく語りなほされてゐるに反し、これはなほ古雅なまゝに語られてゐる。」（二四一頁）と指摘された。氏の言を換言すれば、口語りの言葉でなく文章語を多く残しているということであろう。以下に若干の比較を行なう。

千葉本「五日施主車引」

ものにあわれハをふけれど とりわけあわれハてゐる
 でひめ かぎやみくるまのそばにより これゝい
 かに人々や そもみつからどをもせしわ 父母きう
 やの其為に じよき五日のせしよなれハ こはきわ
 おんとでひかすなり めつなをつなをとりわけて

ゑんさらゑんどてゐるてひめ 車のおんとをとりたま
 へば はあふしきのしたへなり ヤ此車 りよはわ
 たへちにねりこまり をせともひけともいこかねど
 ひめかおんどをきくよりも ゑもせのゑんにひかさ
 れで くるりゝどまわりける ひめわなミだわさ
 らねとも たるゑのしぐを引出し わつか五日の旅
 の空 いとゝ心わせきかばら（以下略）（前掲『語り
 物』二五三頁）

薩摩若太夫正本第二十六段「車引段」

さる程に照手姫。がきやみ車のそばに寄女綱男綱を
 取りわけて。これゝいかに人々い、そもみづから
 と申するは。父母けふやうの其ために。上下五日の
 せしゆなれば。小はぎが音頭で引すなり。ゑいさら
 ゑいと照手姫。車のおんどを取給へば。アラふしぎ
 の次第也、両輪が大地へめりこんで。おせ共引ケ共
 うごかねど。姫がおんどへ聞クよりも、妹背のゑん
 にひかれてや。くるりゝと廻ハリける。姫が涙か
 しらね共、垂井の宿を引き出し。わづか五ッ日の旅
 の空、いとゝ心は関が原。（以下略）（筆者他編『小栗

判官の世界』九三・九四頁(一九九五年十月、「八王子人形劇フェスティバル」実行委員会刊所収の薩摩若太夫正本翻刻の頁を付した。原本は早稲田大学坪内博士記念演劇博物館所蔵本、検索番号「二13-13」である。同本は取り合わせ本であるので最善本とはいえないが、全巻揃いであり、本論での底本とする。それを翻刻した『小栗判官の世界』所収本は全巻全文を活字で読むことのできる唯一のもので、その頁を付していく。以下同様)

印刷の便宜上、照応する箇所傍線に施すことを略すが、それぞれの冒頭の二行目よりほぼ逐字的に照応することが知れよう。とはいえ千葉本は東北弁の表記が多く混入しており、薩摩若太夫正本をそのまま写し取ったもの、もしくは東北弁に置き換えながら写し取ったものでもないようである。それというのも上記の例とは異なり省略が目立つ箇所が若干あるからである。

薩摩若太夫正本「第二六段」にある、先の引用の道行文の先にある、鏡山の件にある大伴黒主の歌「鏡山いざ立寄て見て行んとしへぬる身の老やしぬる」や、草津の先の山田の件の田植唄「うへいそうとめ。田をうへい。笠をかふてたもるなら。なん畝なり共うへまんしよ。う

へいさうとめ田をうへい」などは千葉本には見られず略されている。文章から文章へ引き写したならば、こうしたものもそのまゝ転記されたであろうが。又、「ゑいさらしい」という小栗判官車引きの印象的な懸け声や「へしつとんとととと引き」という擬音語も略されている。その一方で段の切れ目が照応しているのは先に記した通りである。

千葉本「五日施主車引」の末尾は

すてに三日のくれかたわ のほるをう津のせきでらの たまやかかにくるまつぐ(『語り物』二五四頁)

薩摩若太夫正本第二六段「車引段」の末尾は

すてに三ッ日のくれがたは。登る大津や関寺の。玉やがかどに車つく。(『小栗判官の世界』九四頁)

これに続いて、次の段の冒頭はそれぞれ次の様である。
千葉本「大津利」

ひめわ車をとめられ ハあ今日もくれている みつからハ こよへわやどもとらすして 此がきやみの車のそばにて こよへ一夜ハかきりどす 只よすからく あまりのものにててててひめ(以下略)

(二五四頁)

薩摩若太夫正本第二七段「大津別段」

さればにやこれはまた。ひめは車をとめられ。ハ
ツアきやうも。くれて有ル。みづからが。此がきや
みにつきそうも。こよひ一一夜をかぎりとす。こよ
ひはやとおもとらずして、此がきやみの。車のそば
にて一ト夜のとぎをいたしませう、ノウがきやみと。

其夜はやとおもとらずして、たゞよもすがら／＼
一ト夜のとぎをなされしが。あまりのものうさに

(以下略)(九五頁)

このように、千葉本(「大津利」は「大津別」の誤植
か原本の誤写であろうが)と薩摩若太夫正本とは段の切
れは全く一致する。点線部は同趣旨と考えられる。この
「大津別」の段の冒頭も両本対応している一方で傍線箇
所が千葉本にないのは、くだくだしい箇所を整理してい
るからと思われる。先の懸け声や擬音語の省略とともに
文章上での省略とも解せられるが、語りの上での省略と
も考えられよう。煩雑さや耳慣れない表現を避けたと推
測される。薩摩本第二七段にある。

其ノ我カつまや殿ばらちの。ぼだいの為に。そな
たを是レ迄引イてきました。そなたはめいどの方よ
りもはる／＼此どへもどるがきやみ殿と。有からは
さだめし。めいどの事トは。くはしく知ってゐろ
う。めいどいふ所は。どのような所で。我カつま
様や殿ばらは。どんなじやうとにましますや、(九
五頁)

という箇所の傍線部と傍線の間が千葉本にはない。書
写の際に目飛ばしをした可能性もあるが、この間の詞
章はなくても十分通じるので、千葉本の拠った語りの段
階で省略されたと考えられないであろうか。

千葉本が語りの詞章を原拠にしたと判断されるもう一
つの理由は、「大津別」の段の後半の詞章において薩摩
本とその掲載する詞章の順序が甚しく違うことである。
対応を示すには詞章の引用が多くなるので、省略させて
頂くが、以上の考察から、千葉本は、薩摩若太夫正本に
大変近い語りの詞章——おそらくは若太夫系の説経祭文
に手を入れて東北弁で語った語り手の台本か、聞きとっ
たものを筆写したものではないであろうか。したが
って、本田安次氏は「古浄瑠璃——古説経を指していると

筆者は判断する——『小栗の判官』を語りなほしたか」と述べられたが、正しくは「説経祭文」の『小栗判官・照手の姫』を語り直した、と言うべきと考える。

2

本田安次氏が奥羽の語り物として採り上げられたものは上述のように、説経祭文の伝播を考える際に極めて興味深い資料で。文久三年(一八六三年)に東北の語り物として現地(秋田県田沢村)に根づいていたことを知らしめるものである。先に説経祭文の江戸期の実態を整理した際に掲げた年譜⁶⁾に一項目加えて訂正せねばならない。照手姫の車引きの段のみの断片であるが、これだけが流布していたとはその意味内容からして無論考え難く、前後の詞章も元は伝えられていたであろうと推測される。それに応えてくれるものが本田氏の示されたもう一本『小栗判官玉章送り』である。これは秋田県男鹿半島の脇本村の伊藤宗博氏に伝わる半紙二十八葉の写本で、伊藤氏の父君の書写にかかり、第二段の終から第十二段まで伝えられている、というのみで書誌の他の詳細は不明である。その第三段目より九段目迄が紹介されてある。

以下、当該本を伊藤本と称して進めさせて頂く。

伊藤本第三段冒頭に

「さればにそののぢこゝに又。いぢれおるかわあらねとも。しやうぢの利やぐをたちぬるに。さてわをんざのみなさまよ。これよりたぢぬる祭文わ。おぐりはんぐわんまさきよわ。てるてのひめに。たまぢさおぐりのものかたり。これよりよみあげたでまづる。(『語り物』二四二頁。但し筆者が脇に漢字を私意に付した。)

とあるように、この本は、「祭文」と称して語られたものの筆写本であるが、どの種の祭文か不明である。あるいは「説経祭文」かとも考えたいが、各段の段名及び段の区切りが説経祭文と異なっているので、俄に結びつけ難い。伊藤本の段名を掲げる。

第三段目 たまぢさおぐりの段(玉章送りの段——筆者

者注、以下同)

第四段目 ごてんば(御殿場)

第五段目 ふみくだきの段(文碎きの段)

第六段目 文くたきの段(文碎きの段)

第七段目 女中さわきの段(女中騒きの段)

第八段目 助国褒美のだん

第九段目 装束立の段

となっていて、薩摩若太夫正本『説経さい文小栗判官・照手の姫』の第二段「黒木の段 上(下)」、第三段「文の段 上(下)」、第四段「文字物語段」、第五段「押入段」、第六段「横山対面段」に該当するが、両本の詞章は対校することが困難である。伊藤本の詞章にありながら薩摩若太夫正本にみられない詞章も多く、なによりも、両本の段の切れ目はいずれも一致しないのである。しかしながら、登場人物の名前は

伊藤本

薩摩若太夫正本

おぐりはんぐわんまさき よ	小栗判官政清
おどのひめてるてのひめ	弟の姫 照手の姫
五島さゑもん助国	後藤介国
いげのしやう次	池の庄司

さかみの国横山しやうげ
んてるもと
さがみの国のぐんだい横山
しやうげんてるもと

兵ごのちばね

ひやうごの局

三津田。北村。伊奈葉。

みつだ。きたむら。いなば。

戸田。平井。保昌。千葉

とさ。平ら井。ほうせう。

民部 片岡 常春

千葉。みんぶ。

とほゞ一致する。「五島さゑもん助国」と「後藤介国」というように「すけくに」と称するものは他の小栗判官物になく、この一致のみにおいても両者の関係が深いことを推測させるが、小栗の名「政清」や照手の父を「横山将監照元」と照応するのも見逃せない。古説経系の佐渡七太夫豊孝の正本に載る固有名詞は薩摩若太夫の説経祭文の正本と小栗判官の名を「政清」とする点など若干一致をみせ、説経祭文の拠ってたつ説経節が江戸系である仄かな繋りを示すが、後藤の名を佐渡七太夫豊孝は単に「後藤」とするのみであり、横山の名を「むさしさ

かみのぐんだいによこ山殿」とするのみである。したがって、固有名詞を指標とするだけでも、伊藤本と説経祭文との強い関係を推測せざるを得ない。

照手姫が後藤を介して受け取った恋文の大和言葉という謎解きが十項目、伊藤本に掲げられているが、その八項目迄が記載順は変わるもののほぼ照応する。そのひとつを対照する。

伊藤本第六段目「文くだきの段」

まつ壱ばんのふでたてわ。みねたち鹿とかゝれたわ。
これをこゑぢにくだぐなら。みねにて。おぢかわ。
こゑすれば。ふもとのめぢかわ。こゑをきて。ちま
こゑかぬるとこれをよむ。(二八四頁。私意に漢字を
付した)

薩摩若太夫正本第三段「文の段 下」

まづみねにたつ鹿とめされしは、〆秋の鹿にはあら
ねども、みねにて女鹿のこゑがすりや、ふもとで男
鹿これを聞、つまこひかぬとよます也(五六頁)

牝鹿牡鹿の関係が両者において逆になっているが語り物ではよくある逆転現象にすぎず、対応を認めるべきで

あろう。

この恋文が小栗判官から照手姫宛に送られたものと知った照手姫がその玉章を引裂いて引籠ってしまった途端、照手姫の女房達が後藤介国を取り囲む場面は他の小栗判官物になく、伊藤本と薩摩若太夫本とのみにみる件である。

伊藤本第七段目「女中さわきの段」

〆それわさておきこゝに又。あまたの女中ともふし
るわ。しらしやうぞぐに。ミをかため。しらはず
まきをしめられで。あやをたぐんで。たしきにて。
しらゑのなきなた。かゑごんで助国をまきとめて。
かくごあれよと。にらんたるありさまわ。男まされ
の女中かた。それみるよりも助国わ。ほびのかねわ
おしゑとて。このよふなことがあるものか。しばし
ひあんを。ゑたしける(漢字を私意に付した)

薩摩若太夫正本第三段「文の段 下」

〆俄に御殿は。騒立。女ら局は。一どうに。白あや取
て玉だすき。なげしにかけたる長刀の鞘をはつして
かいこんで。商人後藤介国は。姫君様へ恋の中立仕る、
につくき後藤介国ぞ、はんのさむらいあらざるや、

出合やつと。いふまゝに、七重八重にぞ。追取まゝ、後藤はかな／＼ふるへだし、よしなきことを頼れて、かゝるなんぎにおよぶのに、ひたちで小栗様はたかみて見物なさるのか、此儘なはめに及ぶなら黒木の殿にてあのよふにたみそを上けたかひがない、いかゝはせん、と介国はしばし思案を成す也。(五七頁。私意に漢字とひらがなを付した。)

異同が認められるものの、同趣旨の内容でしかもこの両本のみに共通する件である。両本の関係を考えずにはいられない。いうまでもなく両者は直接的な書承関係でないのみならず、伊藤本は本田氏の指摘のように「俗耳に入り易い様、大分やさしく語りなほされてゐる」(前掲書二四一頁)のである。「ゑろ男のミやう代のはりかだばこ」を後藤介国は女中達のために売り歩く、と伊藤本に語られている一句によつても(勿論薩摩本にこの詞句はない)、語りかける民衆を想定している生きた語りの詞章であることが知れよう。伊藤本は薩摩若太夫正本に依拠しつつも、眼前の民衆に分かる様、自由に改変を加えたもので筆録にかかった伝本といえるのではないだろうか。尚、それが所謂奥浄瑠璃の一種として語られて

いたものかまでは不明である。

本田安次氏が紹介された「奥羽の語り物」二本は、それぞれ性格を異にするが、説経祭文が東北地方に迄伝播しそのまま正本のままにおとなしく伝来されたものではない。その崩れたものとみるべきでもなく逆に自分のものとした咀嚼力の逞しさを見るべきであり、民衆の間に根づいた語り物として焼き直された例証といえるであろう。上述の越後の替女唄に消化され語り直されたあり方といい、ここに採り上げた二本の語り物といい、江戸後期以降に流布したものといえ、優れて民衆に溶け込んだものといえよう。説経祭文の語りを二百年に亘りよく保存してきた関東周辺の説経節も庶民の中に根づいているといえるが、優るとも劣らない民衆文化の伝播と変容の姿である。

3

小栗判官の物語はその舞台となった土地土地に様々な伝説を遺している。その由来となった典拠も小栗説話の源流と考えられる『鎌倉大草紙』掲載のものをはじめとし、紀州に名を留める小栗街道の恐らくは依り拠となつ

た義太夫節人形芝居『小栗判官車街道』や歌舞伎に至るまで様々な原拠があったであろう。その一つ一つを確定していくことは困難であるが、可能なものには目を注がねばならないであろう。本稿では説経祭文を中心に考察しているので、それに見合う伝説を考えることにより、前章に続いて説経祭文の影響を発掘し、かつてそうであった、説経祭文の拡がりの様子に迫ってみたい。

小栗判官の伝説は神奈川県に数多く伝えられている。物語の中心というべき照手姫との恋と小栗の逆殺及び蘇生の場面、さらに小栗と照手の流浪の舞台が相模の国内に集中しているためであることはいうまでもない。

そうした伝説の内、藤沢市に伝わる二つの話を検証してみたい。『藤沢の民話』第二集(藤沢市教育文化研究所編、一九七五年、同研究所刊)に紹介される、西俣野在住飯田義平氏、明治三二年生の語る、同書第六七話を先ず採り上げる。

昔、小栗判官は常陸の国に住んでいたんだね。そのとっぱた郡(ごうり)に、みぞろが池という池があって、大蛇がいたそうです。小栗判官が青葉の笛を吹いていると、ひじょうに音色がすばらしいんで大蛇が聞きつ

けて、きれいな女に化けてきたんだね。

小栗判官の笛はね、奈落の底までひびきわたるといふ、ひじょうによい音が出るんだそうです。判官はいい男だし、大蛇はすっかり惚れてしまったって、それでね。大蛇が懷妊して、そのお産のときには、ずいぶん池が波立って荒れたそうですよ。

その後、小栗判官は藤沢の方へやってきたらしいんだね。そのころ、横山横山将監という人が、境川のむこうがわの東俣野(横浜市)に住んでいて、娘の照手姫の御殿が西俣野のかみぶん上分にあっただんだね。御所ヶ谷ですよ。そこへ小栗判官がやってきて、よくなっちゃったんだよね、照手姫と。

それで、横山の親父さんが怒って、小栗判官に難題を吹きかけたんだね。この向こうの山のね、いまでも鬼鹿毛とよんできるところだけど、上俣野(横浜市)の分だね、そこに横山将監が、鬼鹿毛馬きしかうまというのを飼ってあった。とにかく鬼鹿毛というくらいだから、とっても恐ろしい馬だったんだね。この馬をうまく乗りこなしたら姫をやる、というわけなんです。小栗判官をこの馬に食い殺させようとしたらしいん

だね。(以下略)(上掲書六一頁)

以下、地名伝説を載せ、小栗判官が生き返る件までを伝えてゐる。この話では常陸に深泥池があることになっており、青葉の笛(ふえ)という名も他の小栗判官の物語にでてこない。また大蛇懷妊(おほへいじん)というのも目新しい。付近の地名が登場するのは相模で語られる伝説であるからである。これらを除くすると、小栗判官の物語としてほぼ正確に物語を伝えてゐる。就中「とつばた郡」と「横山将監」に注目される。「とつばた郡」の名は佐渡七太夫豊孝の正本の冒頭に

「扱もそのうち、中比の事かとよ。ひたちの国とつはた村といふ所に、正八まんむすぶの神といわれおはします。(前掲書八〇頁)

とある他、薩摩若太夫正本『説経さい文 小栗判官・照手の姫』第二段「黒木の段 上」の冒頭に、

さればにやこれは又。御(み)いたはし(お)の小(こ)ぐり殿(みかど)帝の御かんきかうむりて。十人(じゅうにん)殿(みかど)ばら諸共(もろども)に。はるく(はる)ひたち(ひたち)へく(へく)だらる(だらる)、ひたちはほう(ほう)条玉(じょうぎ)つくり。とつばたむら(むら)へ、あらたに御殿をたてられて。黒木(くろぎ)の殿となづけられ。(以下略。私意に漢字を付した。

『小栗判官の世界』五二頁)

とあるのみである。「横山将監」は佐渡七太夫豊孝本になく、先に第二節七頁下段に掲げたように薩摩若太夫正本にある。したがってこの二箇所的一致を以って、『藤沢の民話』第二集第六七話に載せる伝説と薩摩若太夫正本との関係を窺い知ることができそうである。

『藤沢の民話』第二集には第六八話にもう一つ「小栗判官の話(その二)」を載せる。こちらには第六七話「小栗判官の話(その一)」にあった冒頭部がなく、いきなり

わたしの家のあるあの辺、あそこが御所ヶ谷で、照手の姫のお父さんの横山将監(よこやましょうかん)が住んでいた御殿があったんだね。ここは乾の御殿(ぬののみどの)とよばれてたそうです。それはね、東俣野の殿(みけののみどの)窪(くぼ)、あそこにも御殿があつて、そこからみると、こっちの御殿が乾の方角にあたるので、そう呼んだんだとね。」(同書六三頁)

と、西俣野の大正三年生れの北村重作氏によって伝えられる。「横山将監」の名がここでも登場し、その他地名伝説として「マセ田」「ハナゲエ」の名が荒馬鬼鹿毛の話とともに両者の話に共通して語られる。柳田国男氏

によって確立された重出立証法を適用することにより、この第六八話で失われている冒頭部が六七話で復元できるであろう。とともに「横山将監」の呼称に揺ぎない確かさが確認できる。「乾の御殿」は薩摩若太夫正本第二巻「黒木の段 下」に「乾の殿」と登場し、佐渡七太夫豊孝正本の「いぬいのつほね」(宮内庁三の丸尚蔵館蔵「をくり」絵巻も同様)と差異をみせる。

更にこの第六八話「小栗判官の話(その二)」にはもう一箇所注目すべき地名が載っている。小栗判官が蘇生した件

それから、こんどはね、車田(藤沢市)というところへ行っただんですよ。小栗判官は生き返ったときから、いざり(筆者注、原文のまゝに歴史的資料として翻刻する)になってしまったので、そこで小さな車をこしらえてね、引地(藤沢市)からひき出して、東海道を行っただね。(六四頁)

傍線を施した二つの地名は古説経には登場しないが、薩摩若太夫正本「第二四段 小法師車段 上」に

清浄光寺のけいだいを。ゑいさらゑいとひきおろし。むかふはるかに見てあれば、ハハリフシはな

むらさきのふぢさはや。はじめて車田ひきぢの町とはこれなるや。(九〇頁。漢字を付した)

とあり対応している。東海道分間図にも載る地名であるが他の古説経にはない。

以上の検討により、僅かの固有名詞の照応を指摘するのみではあったが、藤沢市に伝わる二つの小栗判官の伝説も説経祭文に拠るものと考えてよいのではないであろうか。説経節は奥羽の語り物や暫女の歌に留まらず、より民衆の世界に根ざして伝説にまで昇化し溶けこんでいたのである。藤沢市にある小栗伝説のメッカともいえるき遊行寺(清浄光寺)の子院長照院には『小栗縁起』『小栗小伝』他小栗判官及び照手姫に関する什物を多く伝えているが、その影響によって『藤沢の民話』第二集所収の伝説が生まれたものではなく、説経祭文の流布によって生じたという判断に留めておきたい。目下は『小栗縁起』他に立ち入らないことにし、神奈川に伝わる小栗伝説については様々なレベルの影響があったであろうが、それらについては稿を改めて検討させて頂く。

『説経さい文小栗判官・照手の姫』の直接の影響と思われる歌謡の二つに言及しておきたい。その一つは倉田隆延氏により紹介された一ツトセ節「おぐりはん官一代記 上(下) 一ツトセ」⁽⁹⁾である。留意すべき箇所を列挙すれば

一ツトセ (二行目)

おぐりのはんがんまさきよの

七ツトセ (二行目)

てるてをのせたるうつろふね

十トセ (二行目)

八十よにんのじよろしゅより

十九とせ (一行目)

くせものよこやまてるもとを

これらに対応を示すのは薩摩若太夫正本のみである。

「まさきよ」及び「よこやまてるもと」は本稿第二節七頁上段・下段に示した通りである。「うつろふね」は薩摩若太夫正本第十五段「沈^{しめ}之^め段^{だん} 下」に「なきいる姫の手を取りて。うつろのふねにめされつ」とあり、「八十よにんのじよろしゅ」は薩摩若太夫正本第二段「買^か

物段^{ものだん} 下」に「八十四にんの女郎」とある。一ツトセ節

の『おぐりはん官一代記』も説経祭文の影響下に作成されたものと考えてよいのではあるまいか。著作兼発行人が埼玉県北埼玉郡騎西町の小林国吉とあるが、筆者はかつて注(6)の論文において埼玉県東部中部に江戸時代後期より説経祭文の語り手が多く輩出したことを考察した。又騎西町には五代目薩摩若太夫の高弟日暮龍卜が幕末より明治初期にかけて帰郷し近隣に多くの門弟を擁していたことが知られている⁽¹⁰⁾。したがって、その直接の影響によるものかも知れない。

もう一つの歌謡は岐阜県大垣市で歌われてきた「松坂音頭」の一つ「小栗判官正清」である。『大垣市史』青墓篇によれば、その冒頭に

京都三条高倉の

小栗判官正清は

もとは京都の公卿なれど

みづるが池の大蛇にて

契^{ちぎ}りを込めたそのとがで

常陸^{ひたち}の国まで島流し

お話変りてこれからは

横山^{よこやま}将監^{しょうげん}照元^{しょうげん}公

御高七十二万石

女の子どもが欲しいとて

申し子をいたされたる

だんだん神願込めたるえ

二十三夜のお月様

照手の姫と生まれ落ち

とある。前半部の傍線箇所に使えば、これ迄検証してきたように薩摩若太夫正本と一致する。但し後半の三行は初見のものが多く、改変増補されているようである。

ともかく以上のように歌謡にも説経祭文は大きく影響を及ぼしていたことが知れよう。越後の替女唄は歌謡と語り物の中間に位置するものでどちらの面として影響されたのか俄に判断し難いが、どちらの面にも影響を及ぼしやすかった説経祭文の特徴をよく受け継いだといえるのかもしれない。尚、大垣のこの歌謡が「松坂音頭」というのも替女唄が「松坂祭文」と称していたのと付合し留意される。

この他、ヤンレ節『小栗判官照手ひめ くととき』にも「小栗判官政清」「うつろのふね」他説経祭文との関連で留意するべき語句が散見されるが詳細な検討は後日に期したい。尚、和歌山県有田郡清水町に伝わる「まかせ踊り」音頭の「小栗判官・照手の姫くどき」の詞句はヤンレ節と同一のものであることを付記しておく。

以上の考察により、説経祭文の予想を凌駕する伝播と変容を観察し、その影響の一端を仄かに見ることができたのではないだろうか。しかも語り物といい伝説とい

それぞれの文化の中によく溶け込んでいて、読書階級の読み物として伝えられたものに留まっていけない。語り手の元には正本や写本がよく留まっているものであり、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館所蔵の薩摩若太夫正本『説経さい文小栗判官・照手の姫』(検索番号「二13-13」)は「越後/車屋/青柳」という黒印が所々に捺されており、江戸期一般の書物のように貸本屋を通して読まれていた経緯を示す。そうした需要もあったであろうが、本稿で一端を垣間見た民衆世界の伝承・需要もあったのである。そうした民衆世界の伝承は断片であるにすぎず、由来を辿れないものが大半であるが、江戸後期に興隆し、広範囲に拡まった説経祭文の実態及びかつての状況と民衆文化の受容の有様が些さか復元できていれば幸いである。

(1) 『嬉遊笑覧』

(2) 大滝雅楽絵氏「替女唄の研究——高田替女唄を中心として——」『楽道』三八二—三八九号。一九七三—七四年正派邦楽会。注(4)の拙稿においてこの論文を紹介した際、大滝氏の氏名を誤って記載したことをお詫びし訂正させていただきます。

- (3) 昭和五一年度伝承文学会大会口頭発表。
- (4) 拙稿「説経節の伝統——説経祭文と越後替女」(『一橋論叢』第五五七号 一九八七年 一橋大学)。
- (5) 佐久間惇一氏『替女の民俗』(一九八三年 岩崎美術社) 二二六頁。
- (6) 拙稿「説経祭文の江戸期資料小考」(『一橋論叢』第六七一号 一九九六年 一橋大学)。
- (7) 佐渡七太夫豊孝の正本は横山重編『説経正本集 第二』(一九六六年 角川書店) に拠る。
- (8) 青葉の笛の名は中世以来文学作品によく登場する名称なので、伝承のどの段階かでこの説話に混入したものである。

ろう。

(9) 前掲『小栗判官の世界』一一七頁・八頁所収。

(10) 『説経節と若松若太夫』(板橋区教育委員会 一九九三年)

付記

本稿は平成九年より文部省助成科学研究費補助を受けている研究成果の一部である。又冒頭に記した録音による永久保存の成果は昭和五八年に同奨励研究費補助の成果の一部である。記して御礼申し上げます。

(一橋大学言語社会研究科教授)